

令和3年度

蒲郡市自主防災会リーダー研修



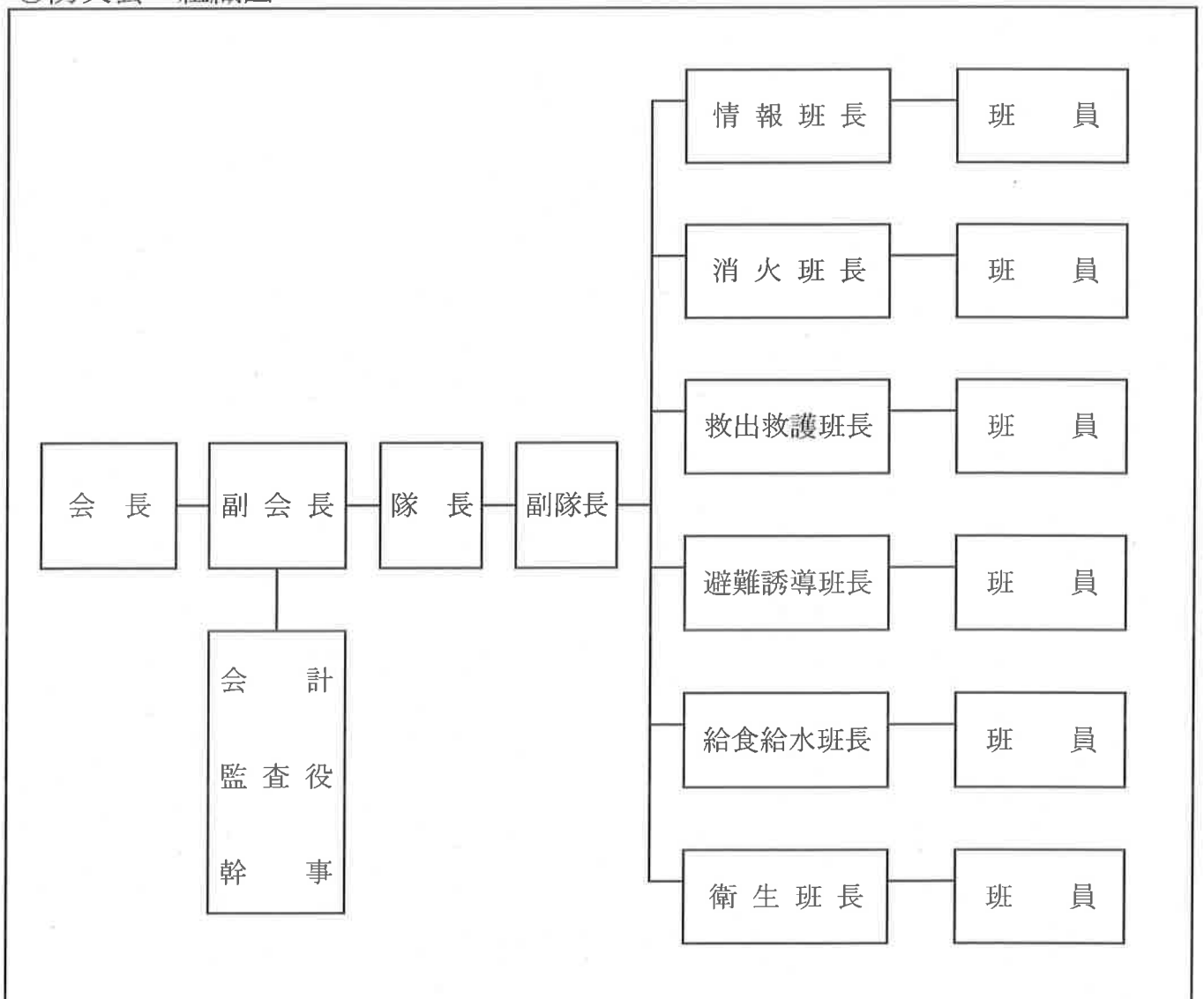
蒲郡市消防本部（署）

自 主 防 災 組 織

○蒲郡市の自主防災組織

蒲郡市の自主防災組織は、地域住民の連帯意識に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震等の災害による被害の防止及び軽減を図ることを目的として、昭和55年から順次設立されてきました。平成元年までに88組織が結成され、平成8年の再編成を経て、令和3年現在、51組織、186隊となっています。各防災会の会員は組織内にある全世帯をもって構成され、市内の全世帯が加入しています。各防災会には会長、役員及び各活動班が組織、編成されており、平常時の活動を通して、災害時に対応できる組織づくりが求められています。

○防災会の組織図



自主防災組織の活動

	目的	平常時の活動	平常時の訓練項目	非常時の活動
情報班	・デマなどに惑わされないように、災害に関する正しい情報を収集し、住民に対する的確な情報伝達を行う	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害について正しい知識の習得 2 防災意識の啓発活動 3 関係機関への伝達方法の確立 4 被害状況の把握方法の研究 5 各種情報伝達方法の研究 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害図上訓練 (DIG) (要配慮者の確認) (危険箇所の確認) ・防災講話、ビデオ 	<ol style="list-style-type: none"> 1 住民に対する各種広報の実施 2 出火時の情報伝達及び消火活動への協力を呼びかけ 3 被害状況の把握と伝達 4 防災関係機関からの情報の周知 5 給食給水、救援物資の配布情報の周知
消火班	・地域からの出火防止を行うとともに、出火した場合の初期消火を行う	<ol style="list-style-type: none"> 1 街頭消火器等、消火用具の設置場所の確認および保守点検を実施 2 災害時における出動マニュアルの作成 3 消火訓練の立案及び実施 4 火災予防に関する広報の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・可搬式動力ポンプ取り扱い訓練 ・消火器(水消火器)取り扱い訓練 ・水バケツリレー訓練 	<ol style="list-style-type: none"> 1 消火用具等の資機材を準備し待機 2 出火時、消火作業の実施 3 情報班と協力し防火の呼びかけを実施
救出救護班	・負傷者や要配慮者の救出救護や救護所までの搬送を行う	<ol style="list-style-type: none"> 1 応急処置及び救護方法の習得及び反復訓練 2 応急手当講習の定期的な実施 3 要配慮者に対する調査および災害時の救出方法の検討(プライバシー侵害に注意) 4 医療機関までの順路の検討 5 定期的な資機材の整備、点検 	<ul style="list-style-type: none"> ・応急手当訓練 ・応急担架取り扱い訓練 	<ol style="list-style-type: none"> 1 負傷者の救出、救護、応急処置および医療機関への搬送 2 負傷者等の数や発生状況を把握 3 要配慮者のいる家庭の安全等を確認 4 救出救護活動への協力依頼の呼びかけ
避難誘導班	・地域内に危険が迫ったとき、住民の避難誘導を行う	<ol style="list-style-type: none"> 1 安全な避難誘導方法の研究 2 指定避難所の確認及び避難順路の検討 3 避難誘導方法の検討 4 集結場所の安全点検等の実施 5 危険場所の安全点検等の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難訓練 ・煙道訓練 ・災害図上訓練 (DIG) 	<ol style="list-style-type: none"> 1 安全な避難誘導を実施 2 要配慮者の安全な誘導 3 避難途上の安全を確保(危険排除等)
給食給水班	・飲料水や食料などの配布や炊き出しを行う	<ol style="list-style-type: none"> 1 給食給水の方法、救援物資等の配布要領等を研究 2 非常食の炊き出し方法の理解 3 浄水装置等による飲料水の作成方法の理解 4 備蓄食料品等の管理方法の研究 	<ul style="list-style-type: none"> ・炊き出し訓練 ・緊急用浄水装置(ろ水機)取り扱い訓練 	<ol style="list-style-type: none"> 1 備蓄食料品や救援物資等を配布 2 要配慮者等への配布 3 非常食の炊き出しを実施 4 飲料水の作成を実施
衛生班	・各種衛生管理、ゴミおよび尿処理等の衛生活動を行う	<ol style="list-style-type: none"> 1 必要資機材の確保および備蓄 2 ゴミ等の処分地及び処理方法の検討 3 仮設トイレの作成方法の理解 	<ul style="list-style-type: none"> ・仮設トイレ設置訓練 	<ol style="list-style-type: none"> 1 生ものや生水の衛生管理 2 避難所の衛生保持ため消毒等を実施 3 ゴミ及びし尿等の処理 4 仮設トイレの作成

蒲郡市自主防災組織設置要綱

1 趣 旨

大地震発生により道路や消火施設が損壊した中で、多数の火災が同時に発生した場合、又は河川の増水等により浸水の危険が生じたり、ライフラインのうちとくに通信網が途絶した場合は、防災関係機関による防災活動が著しく減退することが考えられる。

このような事態において、被害を最小限にとどめ災害の拡大を防止するには、災害に直面した住民自らが組織的に活動を行うことが重要である。

このことから、地震等の防災活動を円滑に行い被害の軽減を図るため、地域住民による自主的な防災組織の設置をする。

2 自主防災組織

(役 員)

- (1) 会員は、総代区域内にある世帯をもって構成する。
- (2) 会長は、総代とする。
- (3) 副会長は、副総代とする。
- (4) 役員は、常会長とする。
- (5) 防災隊長は、消防団OB等消防経験者又は会員の中から会長が選出した者とする。
- (6) 防災副隊長は、消防団OB等消防経験者又は会員の中から会長が選出した者とする。
- (7) 班長は、隊の会員の中から会長が選出する。
- (8) 班員は、隊の会員の中から隊所属の役員と隊長が選出する。
- (9) 会計、監査員は、役員の中から会長が選任する。

(任 務)

- (1) 別紙業務分担表のとおり

3 自主防災組織の活動

自主防災組織は、次に掲げる平常時の活動及び災害時の応急活動を行うものとするが、効果的な活動を行うため、各項目について具体的な計画を策定しておくものとする。

(1) 平常時の活動

- ア 防災知識の普及に関すること。
地域住民の防火意識を高揚するため、防災知識の普及を行う。
- イ 火気使用設備器具等の点検に関すること。
火気使用設備器具、危険物品等大地震発生時、被害の発生又は拡大の原因となるものを点検し、対策を講じておく。
- ウ 防災に必要な物資及び資機材の備蓄に関すること。
消火用資機材、応急手当用医療品、救助用資機材等、防災活動に必要な資機材を備蓄する。

エ 防災訓練の実施に関すること。
災害発生時の応急活動が的確に行えるよう防災訓練を実施し、必要な知識、技術を習得する。

(2) 災害時の応急活動

ア 情報の収集及び伝達に関すること。
被害状況等を正確かつ迅速に把握し、適切な応急処置をとるため、市等の防災関係機関、報道機関等の提供する情報を収集するとともに、必要と認める情報を地域内住民に伝達する。

イ 出火防止及び初期消火に関すること。
地震等が発生した場合は、直ちに各家庭に対し、火の始末を呼びかけ、出火した場合は消火にあたる。

ウ 避難、誘導に関すること。
避難命令が出た場合、地域住民が避難地へ混乱なく、安全に避難できるよう誘導する。

エ 被災者の救護、救助その他保護に関すること。
建物の倒壊、落下物等により救出、救護を要する者が生じたとき及び災害弱者に対する救出救護活動を行う。

オ 給食及び給水に関すること。
炊き出し及び食品、飲料水の配給にあたる。

カ 衛生に関すること。
被災地の防疫、衛生活動にあたる

4 自主防災組織の規模

(1) 地域の自主防災組織の形成単位は、総代区単位に設置するものとする。

(2) 隊の編成

総代区内の常会単位で編成するが、次の場合はこの限りでない。

ア 常会内の世帯が100世帯に満たない常会は、境界の接する常会で同じく100世帯に満たない常会と合併し、一つの隊とする。

イ アの場合で、合併した二つの常会の世帯数の合計が100世帯を超える場合は、合併しなくてもよい。

例 40世帯と50世帯の場合 90世帯のため合併する。

60世帯と50世帯の場合 110世帯のため合併しなくてもよい。

ウ 世帯数が30世帯未満の常会は、隣接の常会が100世帯以上であっても班の編成が困難と思われるので、隣接常会と合併する。

例 25世帯と150世帯の場合 175世帯になるが合併する。

エ すでに単独の組織として認められている常会は30世帯未満でも合併しなくてもよい。ただし、ウの理由から合併するのが望ましい。

自主防災会の組織及び業務分担

役職名	業務内容
会長 (総代)	1 地域の災害状況把握 2 防災隊への指令命令 3 市役所災害対策本部との連絡
副会長 (副総代)	1 総代の補佐に関すること
役員 (常会長)	1 常会の災害状況の収集、総代への報告
防災隊長	1 自主防災組織各班の統括
防災副隊長	1 防災隊長の補佐に関すること
情報班	1 住民に対する各種広報 2 出火時の協力呼びかけ 3 被害状況の把握、伝達 4 防災関係機関からの情報の地域内周知 5 給食給水、救援物資の配布情報の地域内周知
消火班	1 出火時における消火活動 2 周辺住民への消火方法の指示
救出救護班	1 負傷者の救出救護、医療機関への搬送 2 要配慮者の把握、救出 3 住民への救出救援活動への協力依頼
避難誘導班	1 避難順路の安全確保、誘導
給食給水班	1 非常炊き出しの実施 2 救援物資等の配布 3 要配慮者の世話
衛生班	1 衛生活動の実施 2 ごみ、し尿の処理

蒲郡市自主防災組織運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大地震その他の災害が発生した場合、地震等による被害を防止し、及び軽減するために地域住民が自ら組織する自主防災組織（以下「組織」という。）が行う防災活動の運営について必要な事項を定めるものとする。

(連絡協調)

第2条 組織は、防災活動を円滑に推進するため、常に消防本部と連絡を密にして組織の運営にあたる。

(防災活動)

第3条 組織の目的を達成するため、次の防災活動を行うものとする。

- (1) 防災知識の普及並びに災害予防
- (2) 災害時における情報の収集伝達、初期消火、救出救護、避難誘導等の応急対策
- (3) 防災訓練等

(組織の構成)

第4条 組織は、総代区域内の住民により構成する。

- 2 組織には、会長その他必要な役員を置く。
- 3 組織には、目的を達成するために必要な活動隊を設ける。
- 4 前項の活動隊には、隊長その他必要な隊員を置く。

(災害時の活動)

第5条 組織は、構成する地域内に災害が発生した場合又は発生する恐れが大であり、蒲郡市長（消防長）から要請があった場合必要な防災活動を実施する。

- 2 防災活動は、隊員が協力して安全の確保に努めるとともに、災害の状況により危険となった場合は防災活動を停止し、直ちに安全な場所に避難する。

(訓練等)

第6条 組織は、大地震等の災害に備え、第3条に定める訓練等を随時実施する。

- 2 消防本部は組織が行う訓練の内容及び規模等により指導にあたる。この場合、訓練が重なる場合は先に届けの提出されたものとする。当該地域の防災活動上の特性等を十分考慮し組織の自主性を考慮した訓練を行うこと。
- 3 訓練の実施については、年1回以上行い、訓練実施単位は小学校区若しくは総

代区とする。また、事前に予備訓練を実施する場合は申し出て本訓練に備える。

4 訓練指導について、消防本部（署）の車両を使用する場合は、消防長又は消防署長の了解を得てから回答すること。

（届出）

第7条 組織は、防災訓練を実施しようとするときは、あらかじめその旨を蒲郡市防火防災訓練災害補償等要綱（昭和56年4月1日施行）に規定する防火防災訓練実施届（第1号様式）により蒲郡市長（消防長）に届出、報告するものとする。また、防災活動を実施したときは、速やかに別記様式（防災活動報告書）により蒲郡市長（消防長）に届出、報告するものとする。

（交付金）

第8条 交付金は、目的の達成及び効果をあげるため、1隊につき年間3万円を交付する。ただし、他の目的に流用してはならない。

附 則

この要綱は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年2月5日から施行する。

蒲郡市防火防災訓練災害補償等要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人日本消防協会が実施する防火防災訓練災害補償等共済制度（以下「共済制度」という。）により、市又は市内の民間防災組織が行う防火防災訓練（以下「訓練」という。）に参加した者が、当該訓練に起因する事故により死亡、負傷等の災害を受けた場合において、市が当該被害者に対して行う損害賠償及び災害補償（以下「補償等」という。）について、共済制度の契約約款に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補償等対象訓練)

第2条 補償等の対象とする訓練は、共済制度の契約約款に基づくものとし、訓練の実施者又は参加責任者は、訓練の実施内容を防火防災訓練実施届（第1号様式）により市長に届け出るものとする。

(補償等の内容等)

第3条 補償等の内容、方法、適用範囲等については、共済制度の契約約款の規定を準用する。

(事故の報告)

第4条 訓練に起因して発生した事故は、実施者又は参加責任者が、防火防災訓練事故発生状況報告書（第2号様式）により速やかに市長に報告するものとする。

(補償金受け取り順位)

第5条 死亡した者の遺族で共済制度による補償金を受け取る者の順位は、法律で定める相続人の順位とする。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 改正後の蒲郡市防火防災訓練災害補償等要綱の規定は、前項に規定する施行の日（以下「施行日」という。）以後に行う訓練から適用し、施行日より前に行った訓練については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和3年2月5日から施行する。

見 本

第1号様式（第2条関係）

防 火 防 災 訓 練 実 施 届

令和 ○○ 年 ○月 ○日

蒲郡市長 殿

届出者

組織名 総代区（自主防災会）名 自主防災会

代表者 総代（会長）名

電 話 ○○-○○○○（総代（会長）電話番号）番

蒲郡市防火防災訓練災害補償等要綱第2条の規定により訓練の実施を届け出ます。

訓練日時	令和 ○○ 年 ○月 ○日（○） 9時00分 ～ 12時00分
訓練場所	蒲郡市 ○○ 町 ○○中学校
訓練目的	消火訓練、避難訓練
参加人員	約 50 名
訓練概要	・水消火器を使用した消火訓練
	・小型ポンプを使用した消火訓練
	・自宅から避難場所までの経路の確認、危険箇所の確認
備考	当日責任者（氏名） 連絡先○○○-○○○○-○○○○

※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

※の欄は記入しないこと。

自主防災会訓練指導動画について（ご案内）

この度、蒲郡市自主防災会の一層の発展と充実を図るため、各種訓練動画を蒲郡市公式 YouTube へ掲載し、下記のとおり QR コードを作成しました。これによりスマートフォン等で手軽に動画を見ることができますので、訓練の参考にしていただければ幸いです。

なお、スマートフォンで動画を見る際は、場合によっては通信料がかかることがありますので、ご自身で携帯電話の契約状況等を確認したのちに見るようにしてください。

記



AED



応急手当



水消火器



ろ水機



可搬ポンプ

（問い合わせ）蒲郡市消防署 自主防災担当

電話 68-5110（直通）

Eメール jishubo@city.gamagori.lg.jp

【問い合わせ先】

蒲郡市消防本部（署）

自主防災担当

TEL : 68-5110

E-mail : jishubo@city.gamagori.lg.jp